

官報号外

昭和五十四年十二月七日

○第九回 衆議院会議録 第七号

昭和五十四年十二月七日(金曜日)

議事日程 第七号

昭和五十四年十二月七日
午後一時開議

第一 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)

第二 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第三 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第七 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第九 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十一 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十二 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十四 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 特別職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

第十七 一般職の職員の給与に関する法律案(内閣提出)

るの件
(内閣提出)
日程第一 許可、認可等の整理に関する法律案
一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 特別職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 防衛庁職員給与法の一部を改正する
法律案(内閣提出)
民法及び民法施行法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内
閣提出)
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)

公害健康被害補償不服審査会委員に及川富士雄
君及び中島二郎君を、
社会保険審査会委員に月橋得郎君を、
運輸審議会委員に龟山信郎君を、
電波監理審議会委員に菊池稔君を、

日本放送協会経営委員会委員に田中眞一郎君
を、
地方財政審議会委員に石川一郎君、木村元一
君、立田清士君及び松村清之君を、

任命したので、その後の承認または同意を得た
いとの申し出があります。

まず、原子力委員会委員、公害健康被害補償不
服審査会委員、運輸審議会委員、電波監理審議会
委員、日本放送協会経営委員会委員及び地方財政
審議会委員の任命について、申し出のとおり事後
の承認または同意を与えるに賛成の諸君の起立を
求めます。

○本日の会議に付した案件

原子力委員会委員任命につき事後承認を求める
の件

社会保険審査会委員任命につき事後承認を求
めるの件

運輸審議会委員任命につき事後承認を求める
の件

電波監理審議会委員任命につき事後承認を求
めるの件

後承認を求めるの件

運輸審議会委員任命につき事後承認を求める
の件

日本放送協会経営委員会委員任命につき事後同
意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき事後同意を求
めるの件

昭和五十四年十二月七日(金曜日)

午後一時四分開議

「賛成者起立」

○議長(灘尾弘吉君) これより会議を開きます。
公害健康被害補償不服審査会委員任命につき
事後承認を求めるの件
社会保険審査会委員任命につき事後承認を求
めるの件
運輸審議会委員任命につき事後承認を求める
の件

○議長(灘尾弘吉君) 起立多數。よって、いずれ
も承認または同意を与えるに決しました。
次に、社会保険審査会委員の任命について、申
し出のとおり事後の承認を与えるに御異議ありま
せんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。
よって、承認を与えるに決しました。

○議長(灘尾弘吉君) 許可、認可等の整理に関する法律
案(内閣提出)
日程第一 許可、認可等の整理に関する法律
案(内閣提出)
日程第二 一般職の職員の給与に関する法律
案(内閣提出)
日程第三 特別職の職員の給与に関する法律
案(内閣提出)
日程第四 防衛庁職員給与法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

○議長(灘尾弘吉君) 日程第一、許可、認可等の
整理に関する法律案、日程第二、一般職の職員の
給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程
第三、特別職の職員の給与に関する法律の一部を
改正する法律案、日程第四、防衛庁職員給与法の
一部を改正する法律案、右四案を一括して議題と
いたします。

○議長(灘尾弘吉君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長木野晴夫
君。

一般職の職員の給与に関する法律案及び同報告
書
許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告
書
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案及び同報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び

〔本号末尾に掲載〕

2

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○木野晴夫君登壇

○木野晴夫君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、許可、認可等の整理に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、行政の簡素化及び合理化を図るために、行政手続法等十二の法律を改正して、二十四事項の許可、認可等の整理を行おうとするものであります。

本法律案は、十一月二十八日本委員会に付託され、昨六日宇野国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきだと決しました。

次に、給与三法律案について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月十日付の人事院勧告に基づいて、全俸給表の全俸給月額、医師の初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等の額を改定するとともに、五十六歳以上の職員の昇給制度を改正しようとするものであります。指定職俸給表の俸給月額の改定については本年十月一日から、五十六歳以上の職員の昇給制度の改正については昭和五十五年四月一日から、その他については本年四月一日からそれぞれ実施しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣、國務大臣等を除く特別職の職員の俸給月額の改定等を行おうとするものであります。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行おうとするものであります。

以上三法律案は、十二月五日本委員会に付託され、昨六日小淵国務大臣及び久保田国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、三法律案を一括して質疑に入り、同日、質疑を終了し、討論を行い、次いで採決いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決し、また、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、いずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(灘尾弘吉君) 起立多數。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(灘尾弘吉君) 起立多數。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○玉沢徳一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案、土地家屋調査士法

の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右四案を

一括議題となし、委員長の報告を求める審議を進められることを望みます。

○議長(灘尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

○木村武千代君 ただいま議題となりました四法律案について申します。

まず、特別職の職員の給与に関する法律案は、その給与に関する法律の一部を改正する法律案及び民法施行法の一部を改正する法律案、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、土地家屋調査士の制度の充実強化を図るため、その資格に関する制度を合理化するとともに、その職責、業務等に関する規定を整備しようとすることとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、土地家屋調査士は、その業務に関する審査請求の手続について代理することができます。

第二に、土地家屋調査士となる資格は、現行の試験に合格した者のほか、法務局等において一定

の職歴を有する者であつて、法務大臣が土地家屋調査士の業務を行ふのに必要な知識等を有すると認められた者とすること

等であります。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

両案は、一般の政府職員の報酬、俸給についても、一般裁判官及び検察官の報酬、俸給についても、一般の政府職員の例に準じて、それぞれこれを増額することとし、これらの改正を、判事補及び五号から十七号までの簡裁判事並びに九号から二十号までの検事及び二号から十六号までの副検事については本年四月一日に、その他の裁判官及び検察官にあっては本年十月一日にさかのばって適用しようととするものであります。

民法及び同施行法の改正案並びに土地家屋調査士法の改正案は、第八十七回国会、本院において全会一致をもつて可決し、参議院に送付され、同院において審査未了となり、また、第八十八回国会にも提出され、審査未了となつたものであります。

当委員会においては、本日四法律案の提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、統いて採決をいたしましたところ、四法律案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、民法及び同施行法の改正案並びに土地家屋調査士法の改正案に対し、それぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 四案を一括して採決いたします。

四案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

よつて、四案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(瀧尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

出席國務大臣

法務大臣	厚生大臣	運輸大臣	郵政大臣
倉石忠雄君	野呂恭一君	地崎宇三郎君	大西正男君
大臣	大臣	大臣	大臣
小瀬惠三君	後藤田正晴君	宇野宗佑君	久保田円次君
大臣	大臣	大臣	大臣
上草義輝君	河本敏夫君	越智通雄君	力君
中村靖君	田中六助君	瓦	
河本敏夫君	河本敏夫君	河本敏夫君	田中六助君
田中六助君	田中六助君	田中六助君	田中六助君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠	越智通雄君	力君
河本敏夫君	河本敏夫君	河本敏夫君	河本敏夫君
田中六助君	田中六助君	田中六助君	田中六助君
中村靖君	中村靖君	中村靖君	中村靖君
河本敏夫君	上草義輝君	上草義輝君	上草義輝君
田中六助君	田中六助君	田中六助君	田中六助君
瓦	瓦	瓦	瓦

一、調査の目的

国政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正化を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十四年十二月六日

内閣委員長 木野晴夫

衆議院議長 瀧尾弘吉殿

(質問書提出)

一、昨六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

建設廃材の取扱いに関する質問主意書(三谷秀治君提出)

右 許可、認可等の整理に関する法律案

(公衆浴場法の一部改正)

第三条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「都道府県知事」の下に「保健所を設置する市にあつては、市長。第七条の二

国会に提出する。

昭和五十四年十一月二十八日

内閣総理大臣 大平正芳

許可、認可等の整理に関する法律

(興行場法の一部改正)

新東京国際空港公園法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

新東京国際空港公園法の一部を改正する法律案

を除き、以下同じ。」を加える。

第六条第一項中「(保健所法(昭和二十一年法律第百一号)第一条の規定に基づく政令で定める市にあつては、市長)」を削り、「附した」を「付した」に改める。

第七条の三中「第六条第一項の規定により保健所法第一条の規定に基づく政令で定める」を「第二条、第四条ただし書、第六条第一項又は第七条第一項の規定により保健所を設置する」に、「行なう」を「行う」に改める。

(へい獣処理場等に関する法律の一一部改正)

第四条 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の施設又は区域」を「について、構造設備その他厚生省令で定める事項」に、「も、同様とする」を「は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない」に改める。

第四条中「左の」を「次の」に、「前条」を「前条第一項」に、「但し」を「ただし」に、「附した」を「付した」に改め、同条第二号及び第三号中「更」を「おそれ」に改める。

第六条 第一項中「(保健所法(昭和二十一年法律第百一号)第一条の規定に基づく政令で定める市にあつては、市長)」を削る。

第七条第一項及び第九条第五項中「第三条」を「市にあつては、市長」を削る。

第九条の二中「第六条第一項(第八条及び前条

第五項において準用する場合を含む。)の規定による」を「前条の規定により保健所を設置する」とし、第九条の次に次の二条を加える。

「行なう」を行なうに改め、同条を第九条の三とし、第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 保健所を設置する市にあつては、第七条第一項の見出しを「(事業の停止等)」に改め、同条第一項中「聞いて」を「聴いて」に、「若しくは廃止を命じ、又は第二十七条の規定による認可を取り消す」を「又は廃止を命ずる」に改める。

第六条の二及び第七条(第八条及び前条第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに前条第一項、第二項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める处分その他の行為については、この限りでない。

第十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号による届出」を「同項ただし書に規定する変更」に改める。

第二十四条の四第一号中「同条第三項の規定による届出」を「同項ただし書に規定する変更」に改める。

第二十二条第三項を削る。

第十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号による届出」を「同項ただし書に規定する変更」に改める。

第二十四条の四第一号中「同条第三項の規定による届出」を「同項ただし書に規定する変更」に改める。

第三条第二項中「第三条第一項」に改める。

(狂犬病予防法の一一部改正)

第五条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第一二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「保健所長」を「都道府県知事」に改める。

第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第六条)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第六条)の一部を次のように改正する。

二号)」を削る。

第二十七条第五項ただし書を次のように改める。

ただし、市町村がこれを附置する場合に

は、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条第六項を削り、同条第七項中「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第六項とする。

第四十条の見出しを「(事業の停止等)」に改め、同条第一項中「聞いて」を「聴いて」に、「若しくは廃止を命じ、又は第二十七条の規定による認可を取り消す」を「又は廃止を命ずる」に改める。

第六条の二及び第七条(第八条及び前条第五項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに前条第一項、第二項及び第四項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める处分その他の行為については、この限りでない。

第十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号による届出」を「同項ただし書に規定する変更」に改める。

第二十二条第三項を削る。

第十一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八条)の一部を次のように改正する。

第三条の三第四項中「変更したとき」の下に「(運輸省令で定める軽易な変更をしたときを除く。)」を加え、同条第七項中「とる」を「執る」に、「運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示」を「その旨を当該港湾管理者に通知」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

第八条 海事代理士法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項ただし書を次のように改める。

第五条第二項中「試験問題の作成及び試験の合格者の決定」を削る。

第六条 船舶法(明治三十一年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条 船舶法(明治三十一年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条 船舶職員法(昭和二十六年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

二三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第五項ただし書を次のように改める。

第十四条第一項中「六个月」を「三个月」に改める。

(船舶職員法の一一部改正)

第九条第一項中「(重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の運輸省令で定める軽易な変更をしたときは、滞滞なく、当該港湾計画を運輸大臣に送付しなければならない。

九 重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定に

よる通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の運輸省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

第三十七条第二項中「第三条の三第七項若しくは第八項」を「第三条の三第九項若しくは第十項」に改める。

第三十八条の二第七項第一号中「第三条の三第七項若しくは第八項」を「第三条の三第九項若しくは第十項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三条の三第七項又は第八項」を「第三条の三第九項又は第十項」に改める。

第五十五条の七第二項中「第三条の三第七項」を「第三条の三第九項」に改める。

(航空法の一部改正)

第十二条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「技能証明の要件」に改め、同条第一項中「申請する」を「受ける」に改め、同条第二項中「よる外」を「よるほか」に、「申請する」を「受けた」に改める。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第四条まで及び次項から附則第

四項まで 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第五条、第十一条並びに附則第五項及び第八項 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
(経過措置)

2 第一条から第四条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の処分その他の行為又はこれららの規定の施行の際現に都道府県知事に対して行つてある許可の申請その他の行為で、これららの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対しても行つた許可の申請その他の行為とみなす。

3 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のへい獣処理場等に関する法律(次項において「旧法」という)第三条第二項の規定による許可を受けている者は、第四条の規定による改正後のへい獣処理場等に関する法律(次項において「新法」という)第三条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

4 第四条の規定の施行の際現に旧法第三条第二項の規定により行われている許可の申請は、新法第三条第二項の規定による届出とみなす。

5 第五条の規定による改正前の狂犬病予防法第

五条第二項規定により交付された注射済票は、第五条の規定による改正後の狂犬病予防法第五条第二項の規定により交付された注射済票とみなす。

6 この法律の施行前にした漁港法第二十二条第一項ただし書に規定する漁港修築計画の軽微な変更については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が三月を超える月未満であることを知つていてる場合においては、第九条の規定による改正後の船舶法第十四条第一項中「其事実ヲ知リタル日」とあるのは「許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十四年法律第二百三十号)ノ施行ノ日」とし、この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が六月以上であることを知つていてる場合においては、なお従前の例による。

8 第十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前のへい獣処理場等に関する法律(次項において「旧法」という)第三条第二項の規定により運輸大臣に提出された港湾計画については、なお従前の例による。

9 この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、

二 議案の可決理由

本案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、行政の簡素化及び合理化を図るために、昭和五十二年十二月二十三日に政府の決定した行政改革計画において整理合理化することとしている事項を中心にして、二十四事項(関係法律十二)の許可、認可等の整理を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものについては、これを廃止すること。(廃止されるもの三事項)

2 規制の方法又は手続を簡素化することが適当と認められるものについては、規制を緩和すること。(規制が緩和されるもの十五事項)

3 下部機関等において処理することが能率的であり、かつ、実情に即応すると認められるものについては、処分権限を委譲すること。(権限が委譲されるもの六事項)

二 議案の可決理由

本案は、行政の簡素化及び合理化を推進する

ため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十四年十一月六日

内閣委員長 木野 晴夫

衆議院議長 瀧尾 弘吉殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年十一月五日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 伊東 正義

一般職の職員の給与に関する法律の一部を

改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正す

る。

第八条第六項中「年齢で人事院規則で定めるも

のを除く」を削り、同条第九項中「前三項」を

「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項

とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 五十六歳以上の職員のうち人事院規則で定める年齢を超える職員は、第六項、第七項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。

第十条の三第一項第一号中「十七万円」を「十八万五千円」に改め、同項第二号中「三万五千円」を「三万六千五百円」に改める。

第十一条第三項中「九千円」を「一万円」に、「一千七百円」を「三千円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第十二条第一項第一号中「六千円」を「七千円」に改め、同条第二項第一号中「一万三千五百円」を「一万四千五百円」に、「六千円」を「七千円」に、「五千円」を「五千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号及び第三号中「三千円」を「二千五百円」に改める。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 270,000	円 208,700	円 —	円 —	円 107,900	円 93,200	円 —	円 —
2	281,600	217,500	185,600	157,100	131,500	113,400	97,500	76,600
3	293,200	226,300	192,800	163,700	137,400	118,900	102,400	78,900
4	304,800	235,400	200,100	170,500	143,300	124,500	107,800	81,400
5	316,500	244,500	207,400	177,300	149,600	130,200	112,800	83,900
6	328,200	253,800	215,000	184,200	155,900	135,700	117,100	86,800
7	339,900	263,100	222,600	191,100	162,200	141,100	121,300	90,000
8	351,600	272,100	230,200	198,200	168,500	146,500	125,400	93,200
9	363,300	281,100	237,800	205,400	174,600	151,300	129,200	96,100
10	374,900	290,000	245,500	212,700	180,700	156,000	132,800	98,900
11	388,400	298,800	253,200	220,000	186,800	160,500	136,200	101,700
12	389,500	307,300	260,800	227,300	192,900	165,000	139,600	104,300
13	395,600	315,100	268,400	234,400	198,900	169,500	142,900	106,700
14	401,200	321,200	275,800	241,500	204,800	173,600	145,600	108,900
15	406,000	327,300	283,100	248,200	210,500	177,600	148,300	111,100
16		331,600	288,900	254,800	215,700	181,500	150,900	113,200
17			294,600	260,000	220,700	185,100	153,400	114,800
18			298,500	265,000	224,400	188,200	155,800	
19			302,300	268,600	227,700	191,200	157,800	
20			306,100	272,200	230,800	193,500		
21				275,800	233,300	195,800		
22				279,400	235,700	198,000		
23					238,100	200,200		
24					240,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

昭和五十四年十二月七日 衆議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

口 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,900	130,100	107,000	94,900	77,200	69,000
2	159,100	134,800	111,600	98,800	79,500	71,000
3	164,300	139,500	116,200	102,300	82,100	73,000
4	169,700	144,300	120,800	107,000	84,700	75,100
5	175,300	149,100	125,400	111,100	87,700	77,200
6	181,100	153,900	130,100	115,200	91,100	78,400
7	187,000	158,800	134,500	119,100	94,900	81,900
8	193,000	163,700	138,900	123,000	98,800	84,400
9	199,100	168,500	143,300	127,000	102,700	87,300
10	250,200	172,800	147,700	130,900	106,600	90,600
11	211,300	177,100	151,500	134,800	110,300	93,900
12	217,400	181,400	155,300	138,500	113,900	97,300
13	223,400	185,700	159,100	142,100	117,200	100,700
14	229,400	189,900	162,900	145,700	120,500	104,100
15	234,500	194,100	166,700	149,100	123,400	107,000
16	239,600	198,300	170,500	152,300	125,900	109,900
17	244,600	202,400	174,300	155,400	128,400	112,700
18	249,600	206,500	178,100	158,400	130,900	114,900
19	254,400	210,500	181,700	161,200	133,300	117,000
20	258,900	214,500	184,900	163,600	135,400	119,100
21	262,900	218,300	187,700	166,600	137,400	121,000
22	266,900	222,000	190,000	167,600	139,300	122,900
23	270,900	225,300	192,300	169,600	141,200	124,800
24	274,100	228,600	194,300	171,500	143,100	126,700
25		231,000	196,300	173,400	144,900	128,600
26			198,300			130,400
27						132,200
28						134,000
29						135,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額								
1	281,800	235,400	—	—	—	—	124,200	105,600	—
2	291,000	244,500	220,200	205,200	177,100	150,100	130,000	110,600	84,900
3	300,200	253,800	227,800	212,700	183,700	156,500	135,800	115,900	88,100
4	309,400	263,100	235,400	220,200	190,300	162,900	141,500	121,300	91,400
5	318,800	272,100	243,400	227,800	197,700	169,400	147,200	125,900	95,200
6	328,200	281,100	251,300	235,400	205,200	175,900	152,500	129,700	99,100
7	339,900	290,000	259,200	243,100	212,700	182,400	157,700	133,300	103,100
8	351,600	298,000	267,100	251,000	220,200	188,900	162,400	136,500	106,400
9	363,300	306,000	275,000	258,900	227,700	195,400	167,000	139,700	108,900
10	374,900	313,900	282,800	266,800	235,300	201,900	171,400	142,900	111,000
11	383,400	321,700	290,600	274,700	242,900	208,300	175,800	145,900	113,100
12	389,500	329,400	298,300	282,500	250,500	214,600	180,000	148,900	115,000
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	220,900	184,000	151,900	116,900
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	225,600	187,700	154,700	118,800
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	229,700	190,800	156,800	120,400
16		359,700	328,400	312,100	280,000	233,800	193,900		
17		364,100	335,500	317,900	285,200	237,700	196,100		
18			339,600	321,800	290,400	240,800			
19			343,700	325,600	295,200	243,800			
20				329,400	298,800	246,200			
21					302,400	248,600			
22					306,000				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十四年十二月七日 衆議院会議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額								
1	281,800	235,400	—	—	—	107,700	95,700	—	—
2	291,000	244,500	220,200	205,200	177,100	138,000	113,600	99,300	88,500
3	300,200	253,800	227,800	212,700	183,700	144,200	119,700	103,000	91,900
4	309,400	263,100	235,400	220,200	190,300	150,500	125,900	107,400	95,500
5	318,800	272,100	243,400	227,800	197,700	156,900	131,900	113,100	99,100
6	328,200	281,100	251,300	235,400	205,200	163,400	137,600	119,000	102,800
7	339,900	290,000	259,200	243,100	212,700	170,000	143,200	124,900	107,100
8	351,600	298,000	267,100	251,000	220,200	176,500	148,800	130,500	112,500
9	363,300	306,000	275,000	258,900	227,700	183,000	154,500	135,800	118,200
10	374,900	313,900	282,800	266,800	235,300	189,500	160,200	141,100	123,900
11	383,400	321,700	290,600	274,700	242,900	196,000	165,800	146,500	129,400
12	389,500	329,400	298,300	282,500	250,500	202,500	171,400	151,900	134,600
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	208,900	177,100	157,400	139,800
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	215,300	182,700	162,900	145,100
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	221,600	188,300	168,400	150,500
16	359,700	328,400	312,100	280,000	227,600	193,900	173,700	155,900	135,900
17		364,100	335,500	317,900	285,200	233,500	199,600	178,900	161,100
18			339,600	321,800	290,400	239,400	205,400	184,100	166,300
19			343,700	325,600	295,200	245,200	211,300	189,800	171,300
20				329,400	298,800	250,600	217,200	194,500	176,100
21					302,400	256,500	223,100	199,800	180,900
22					306,000	260,400	229,000	205,100	185,800
23					309,600	265,200	234,800	210,400	190,700
24						269,800	240,200	215,700	195,600
25						272,800	245,100	221,000	200,500
26						275,800	250,000	226,300	205,400
27						278,800	254,800	231,100	210,300
28						281,800	259,400	235,900	215,000
29						284,800	262,400	240,300	219,700
30							265,400	244,600	223,600
31							268,400	248,800	227,400
32							271,300	251,500	231,200
33							274,200	254,200	235,000
34								237,600	—

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号俸	俸給月額								
1	281,800	235,400	—	—	—	124,200	105,600	—	—
2	291,000	244,500	220,200	205,200	177,100	150,100	130,000	110,600	84,900
3	300,200	253,800	227,800	212,700	183,700	156,500	135,800	115,900	88,100
4	309,400	263,100	235,400	220,200	190,300	162,900	141,500	121,300	91,600
5	318,800	272,100	243,400	227,800	197,700	169,400	147,200	125,900	95,700
6	328,200	281,100	251,300	235,400	205,200	175,900	152,500	130,300	100,000
7	339,900	290,000	259,200	243,100	212,700	182,400	157,700	134,600	104,400
8	351,600	298,000	267,100	251,000	220,200	188,900	162,700	138,800	108,200
9	363,300	306,000	275,000	258,900	227,700	195,400	167,500	143,000	111,800
10	374,900	313,900	282,800	266,800	235,300	201,900	172,300	147,000	115,100
11	383,400	321,700	290,600	274,700	242,900	208,300	177,100	151,000	118,400
12	389,500	329,400	298,300	282,500	250,500	214,600	181,700	155,000	121,600
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	220,900	186,300	159,000	124,800
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	226,200	190,800	163,000	127,900
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	230,600	195,300	166,800	131,000
16	359,700	328,400	312,100	280,000	234,900	199,100	170,500	134,100	—
17		364,100	335,500	317,900	285,200	239,000	202,800	173,700	137,100
18			339,600	321,800	290,400	242,300	206,100	176,900	140,000
19			343,700	325,600	295,200	245,300	209,200	179,000	142,800
20				329,400	298,800	247,800	211,400		145,500
21					302,400	250,200	213,600		148,100
22					306,000	252,600	215,800		150,100
23						218,000			

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 値	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	268,700	220,100	180,000	149,400	116,400	—
2	278,800	229,700	187,900	156,600	122,200	90,500
3	288,900	239,400	195,800	163,800	128,700	94,600
4	299,000	249,100	203,700	171,000	135,200	99,900
5	309,000	258,700	211,600	178,200	141,400	105,200
6	318,900	268,100	219,500	185,000	147,500	110,500
7	328,700	277,500	227,300	191,800	153,300	115,800
8	338,500	286,700	234,800	198,300	158,700	120,700
9	348,300	295,800	242,300	204,800	164,000	125,800
10	356,800	304,900	249,200	211,200	169,300	130,900
11	365,200	313,800	256,100	217,300	174,100	135,300
12	372,000	322,000	263,000	223,400	178,800	138,700
13	378,800	330,200	269,900	229,300	183,400	141,800
14	385,600	337,500	276,200	235,200	187,800	144,900
15	391,200	344,600	282,300	241,000	192,200	148,000
16	396,600	350,900	288,100	246,800	196,500	151,000
17	401,200	357,200	293,900	252,300	200,800	154,000
18		362,800	298,500	257,700	204,100	157,000
19		366,900	302,200	261,100		159,900
20			305,900	264,500		162,000
21			309,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 値	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	177,200	143,300	117,400	96,000	78,300
2	182,900	149,000	122,300	99,700	80,500
3	188,600	154,700	127,200	104,000	82,800
4	194,300	160,400	132,100	108,300	85,400
5	200,000	166,100	137,500	112,700	88,600
6	206,000	171,700	143,100	117,200	92,000
7	212,000	177,200	148,700	121,700	95,700
8	218,300	182,200	154,400	126,200	99,400
9	224,700	187,100	160,000	130,700	103,400
10	231,100	191,800	165,500	135,400	107,600
11	237,500	196,500	170,900	140,100	111,900
12	243,900	201,100	175,400	144,800	116,300
13	250,300	205,700	179,800	149,400	120,700
14	256,600	210,300	184,200	153,900	125,100
15	262,200	214,900	188,400	158,200	129,200
16	267,500	219,400	192,500	162,500	133,200
17	272,700	223,900	196,500	166,800	137,200
18	277,900	228,400	200,300	170,900	141,200
19	282,900	232,800	203,800	175,000	145,100
20	287,900	236,800	207,200	178,400	148,800
21	292,100	240,800	210,000	181,600	151,600
22	296,300	243,700	212,700	184,500	154,200
23	300,500	246,600	215,300	187,200	156,200
24	303,900	249,500	217,500	189,700	191,800
25			219,700		
26			221,900		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十四年十二月七日 衆議院会議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一一四

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	149,700	109,500	89,900
2	—	174,300	156,500	116,200	93,800
3	224,400	182,200	163,300	122,900	97,900
4	233,300	190,100	170,200	129,600	102,800
5	242,200	198,100	177,400	136,800	107,800
6	251,100	206,000	184,800	143,000	113,400
7	260,000	213,900	192,200	149,700	119,000
8	269,000	222,000	199,600	156,400	125,200
9	277,900	230,100	207,000	163,100	131,500
10	286,800	238,200	214,300	169,900	137,800
11	295,700	246,200	221,500	176,700	144,100
12	304,600	253,800	228,700	183,500	150,100
13	313,600	260,700	235,900	190,300	155,900
14	322,800	267,600	243,100	196,000	161,400
15	332,000	274,500	249,900	201,700	166,700
16	341,200	281,000	256,700	206,800	171,800
17	350,300	287,400	263,200	211,800	176,600
18	358,900	293,800	269,600	216,800	181,400
19	367,000	300,200	276,000	221,800	186,200
20	374,900	306,400	282,400	226,600	190,900
21	382,800	312,000	288,700	231,400	195,300
22	390,200	317,600	295,000	236,200	199,700
23	396,900	323,200	300,500	240,800	203,900
24	402,400	328,600	305,800	245,800	208,000
25	407,200	334,000	309,700	249,800	211,400
26	412,000	338,800	312,900	254,000	214,700
27		342,300		257,200	218,000
28				260,300	221,300
29				263,300	223,800
30					226,200

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	263,200	—	99,000	—
2	270,700	192,700	103,600	83,400
3	278,400	199,900	109,300	86,500
4	286,100	207,100	115,000	89,800
5	293,800	214,300	120,700	93,400
6	301,600	221,600	126,500	97,600
7	309,400	228,900	132,300	102,100
8	317,400	236,200	138,100	107,200
9	325,400	243,600	143,900	112,500
10	333,300	251,000	149,700	118,000
11	340,700	258,400	155,500	123,500
12	348,100	265,800	161,700	129,000
13	355,200	273,100	168,400	134,500
14	362,200	280,400	175,400	139,900
15	366,800	287,600	182,400	145,400
16		294,800	189,400	150,900
17		301,900	196,400	156,300
18		308,900	203,400	161,700
19		315,800	210,400	167,100
20		322,600	217,500	172,000
21		329,100	224,600	176,700
22		335,600	231,700	181,400
23		341,900	238,700	186,000
24		348,200	245,700	190,500
25		352,400	252,600	195,000
26			259,000	199,500
27			265,200	203,800
28			271,300	208,000
29			277,400	211,900
30			283,500	215,500
31			288,600	218,600
32			295,500	221,700
33			298,100	224,700
34			302,300	227,500
35			306,400	229,700
36			310,400	
37			313,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 備	特 1 等 級		1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		260,700		—		89,800		—
2		267,500		163,900		94,400		83,400
3		274,300		171,100		99,000		86,500
4		281,300		178,300		103,600		89,800
5		288,300		185,500		109,300		93,400
6		295,300		192,700		115,000		97,600
7		302,300		199,900		120,700		102,100
8		309,200		207,100		126,500		107,200
9		315,500		214,300		132,300		112,500
10		321,800		221,500		138,100		117,900
11		327,600		228,700		143,900		123,300
12		333,400		235,900		149,700		128,600
13		338,200		242,600		155,500		133,800
14		343,000		249,300		161,700		138,900
15		347,100		255,900		168,400		144,000
16				262,500		175,400		148,900
17				269,100		182,400		153,700
18				275,600		189,400		158,500
19				282,100		196,400		163,200
20				288,600		203,400		167,900
21				295,100		210,400		172,400
22				301,100		217,400		176,500
23				306,300		224,400		180,600
24				311,300		231,400		184,300
25				315,700		237,700		187,900
26				319,400		243,800		190,900
27				322,400		249,900		193,900
28				325,400		255,700		196,500
29				328,400		261,200		198,800
30						266,600		201,000
31						271,700		203,100
32						276,800		
33						281,500		
34						286,200		
35						290,400		
36						294,100		
37						297,800		
38						301,200		
39						303,800		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 備	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		295,600		—		149,700		117,100		89,200
2		304,500		190,100		156,500		123,500		98,500
3		313,500		198,100		163,800		129,900		103,900
4		322,700		206,000		170,200		136,500		109,500
5		331,900		213,900		177,400		143,100		115,500
6		341,100		222,000		184,800		149,700		121,600
7		350,200		230,100		192,400		156,400		127,700
8		358,900		238,200		200,100		163,100		133,800
9		367,000		246,200		208,000		169,900		140,000
10		374,900		253,800		216,100		176,700		146,100
11		382,800		261,400		224,200		183,600		152,100
12		390,200		269,000		232,300		190,700		158,000
13		396,900		277,900		240,300		197,900		163,900
14		402,500		286,800		247,900		205,100		169,500
15		407,300		295,700		255,500		212,200		175,100
16		412,100		304,600		262,500		219,300		180,300
17		313,600		269,400		269,400		225,900		185,400
18		322,800		276,300		276,300		232,500		190,500
19		332,000		282,900		282,900		239,100		195,200
20		341,200		289,300		289,300		245,500		199,900
21		349,100		295,700		295,700		251,900		204,200
22		354,600		302,100		302,100		258,200		208,500
23		360,100		307,700		307,700		264,500		212,900
24		365,600		313,300		313,300		270,800		216,800
25		370,800		318,500		318,500		276,900		220,700
26		375,900		323,500		323,500		283,000		224,400
27		380,200		328,500		328,500		289,100		227,300
28		384,500		332,000		332,000		294,700		230,200
29							300,000			
30							305,000			
31							309,900			
32							314,600			
33							317,900			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	96,700	84,100	—
2	—	—	101,500	87,200	76,700
3	—	—	107,500	91,000	79,000
4	216,300	154,900	113,600	94,800	81,500
5	225,000	162,400	119,700	98,800	84,100
6	234,200	169,900	125,800	104,100	87,100
7	243,400	177,500	132,000	109,600	90,700
8	252,600	185,100	138,100	115,100	94,300
9	262,500	192,700	144,500	120,900	97,200
10	272,500	200,200	150,900	126,700	100,000
11	282,500	207,600	157,300	132,500	102,800
12	292,500	214,800	163,600	138,300	105,600
13	302,500	222,000	169,800	144,000	108,200
14	312,500	228,600	175,800	149,700	110,600
15	322,400	235,100	181,800	155,000	113,000
16	332,300	241,300	187,600	159,700	115,300
17	342,200	246,800	193,300	164,300	117,000
18	352,100	251,800	198,900	168,800	
19	362,000	256,800	204,400	173,300	
20	371,700	261,800	209,900	177,700	
21	380,000	266,800	215,400	182,100	
22	386,000	271,800	220,900	186,200	
23	391,800	276,600	226,300	189,600	
24	396,800	281,400	230,700	193,000	
25	401,800	285,700	235,100	195,700	
26	406,000	290,000	238,300	198,200	
27		298,500	241,500		
28			244,700		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	273,600	209,400	—	125,300
2	282,800	218,600	182,600	132,800
3	291,900	227,800	191,500	140,300
4	301,000	237,000	200,400	147,800
5	310,100	246,200	209,400	156,500
6	319,000	255,400	218,500	165,200
7	327,900	264,500	227,600	173,900
8	336,500	273,600	236,700	182,600
9	345,100	282,800	245,800	191,300
10	353,600	291,900	254,900	199,900
11	362,100	301,000	263,900	208,400
12	370,500	309,500	271,600	215,500
13	378,900	318,000	279,300	222,400
14	387,300	326,400	286,500	229,300
15	394,400	334,800	293,700	236,100
16	401,500	343,100	300,900	242,900
17	408,200	350,800	308,000	249,600
18	413,900	358,500	315,100	256,300
19	418,700	366,200	322,200	262,400
20	423,500	372,500	328,100	266,800
21		378,800	334,000	271,100
22		383,100	339,300	274,200
23		387,400	348,000	
24			346,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十四年十二月七日 衆議院会議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二二六

昭和十四年十二月七日 衆議院会議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 債	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額							
1	264,000	216,200	192,800	168,700	121,300	95,900	84,400	—
2	273,900	225,300	200,100	170,700	127,100	100,200	87,800	79,000
3	283,900	234,500	207,400	177,700	132,900	105,300	91,300	81,600
4	293,900	243,800	215,000	184,900	138,700	110,400	95,100	84,200
5	303,900	253,200	222,600	192,100	144,500	115,600	99,300	87,400
6	314,200	262,600	230,200	199,300	150,400	120,800	104,200	90,600
7	324,500	271,700	237,800	206,600	156,300	126,100	109,100	93,900
8	334,700	280,900	245,500	213,900	162,500	131,400	113,500	96,700
9	344,900	290,000	253,200	221,200	168,800	136,600	117,600	99,300
10	355,100	298,800	260,800	228,400	175,000	141,700	121,600	102,000
11	361,500	307,300	268,400	235,500	181,200	146,800	125,600	104,500
12	367,100	315,100	275,800	242,400	187,200	151,600	129,300	106,800
13	372,700	321,200	283,100	249,000	193,200	156,400	133,000	108,400
14	377,900	327,300	288,900	255,500	199,200	161,000	136,400	
15	383,100	333,400	294,600	260,900	205,200	165,600	139,800	
16	387,600	337,700	298,500	266,200	210,900	170,100	143,100	
17				302,300	271,000	216,500	174,300	145,800
18					275,700	221,800	178,300	148,500
19					279,300	225,700	182,200	151,000
20					282,900	229,200	185,800	153,000
21						232,500	188,800	
22						235,000	191,100	
23						237,500	193,400	
24						239,900	195,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 債	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	188,900	147,400	126,400	94,800	82,800
2	195,700	153,000	131,400	99,000	85,800
3	202,600	158,700	136,500	103,500	88,800
4	209,500	164,500	141,700	108,100	91,800
5	216,700	170,500	147,000	112,700	94,800
6	224,000	176,500	152,300	117,200	99,000
7	231,400	182,500	157,600	121,700	103,400
8	238,800	188,500	162,900	126,200	108,000
9	246,200	194,500	168,100	130,700	112,600
10	253,700	200,500	173,400	135,200	116,900
11	261,200	206,500	178,700	139,600	121,200
12	268,700	212,500	184,100	144,100	125,500
13	276,000	218,400	189,500	148,600	129,700
14	283,200	224,300	194,800	152,900	133,700
15	290,400	230,200	200,100	157,300	137,700
16	296,900	236,100	205,400	161,700	141,900
17	303,400	242,000	210,700	166,100	146,000
18	309,400	247,800	216,000	170,400	150,000
19	315,200	253,500	221,300	174,600	153,900
20	319,000	259,200	226,300	178,800	157,800
21	322,700	264,300	231,300	183,000	161,700
22	326,400	268,300	236,200	187,200	165,500
23		272,300	240,100	191,400	168,900
24		276,300	244,000	195,600	172,100
25		279,500	247,700	199,800	175,300
26		282,700	250,700	208,900	178,300
27		285,400	253,700	207,800	181,200
28			256,200	211,700	184,100
29				215,300	186,300
30				217,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	367,000 円
2	404,000
3	450,000
4	498,000
5	537,000
6	577,000
7	627,000
8	677,000
9	723,000
10	772,000
11	817,000
12	840,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び附則第七項の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。
2 この法律(第八条の改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定(第二十二条第一項及び別表第八の規定を除く。)は昭和五十四年四月一日から、同法第二十条第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

3 昭和五十四年四月一日(以下「切替日」といいう。)の前において職務の等級の最高の号俸を超過する俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることがととなる期間は、人事院規則で定めるところによる。

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けたものとの間において、その者が切替日における職務の等級を異にする異動等をしたものがととなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けたものとの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表(旧号俸等の基礎)の規定の適用については、改正前の法

の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

7 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の法第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員(同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けている号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額(以下この項において「二号俸上位号俸等」という。)である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。)については、改正後の法第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二

号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に改正後の法第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

(住居手当に関する経過措置)

8 切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちで、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同

規定による住居手当を支給されないこととなる職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員この法律の施行の日から昭和五十五年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

9 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

六の規定によりこの法律の施行の日を含む引きる。この法律の施行の際改正前の法第十一条の

続いた期間の住居手当を支給することとされ

ていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当の額が改正のうち、又は同条の規定による住居手当の額が改正前に達しないこととなる職員この法律の施行の日から昭和五十五年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

月十日付けの給与についての勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初

任給調整手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の額の改定を行うとともに、一定年齢を超える職員の昇給制度の改正を行う等の必要がある。これとともに、医療職俸給表(以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を三万五千円から三万六千五百円に引き上げる。

3 初任給調整手当について、医療職俸給表(

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和五十四年八月十日付けの給与についての勧告にかんがみ、一月十日付けの給与についての勧告にかんがみ、一

き昇給しないものとする。

1 全俸給表の全俸給月額を改め、一千円ないし三万円引き上げた額とする。

2 五十六歳以上の職員のうち、人事院規則で定める年齢を超えるものは、特別の場合を除き昇給しないものとする。

3 初任給調整手当について、医療職俸給表(

の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十七万円から十八万五千円に引き上げるとともに、医療職俸給表(以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を三万五千円から三万六千五百円に引き上げる。

4 扶養手当について、配偶者に係る支給月額

5 住居手当について、月額七千円(現行六千円)を超える家賃を支払っている職員に同手

当を支給することに改めるとともに、その支給月額は、月額一万四千五百円（現行一万三千五百円）以下の家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から七千円を控除した額とし、月額一万四千五百円を超える家賃を支

その経過措置の規定は、昭和五十五年四月一日から施行することとする。

以上のほか、俸給表の改正に伴う所要の切替措置等について規定している。

二 議決の可決理由

払っている職員にあつてはその超える額の二分の一を五千五百円（現行五千円）を限度として七千五百円に加算した額に引き上げる。

6 通勤手当について、全額支給の限度額（一

万五千円）を超える部分の二分の一加算の限度額を二千円から一千五百円に引き上げる。

7 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額一万九千六百円から二万三百円に引き上げる。

ある。
右報告する。

昭和五十四年十二月六日

三 本案施行に要する経費は、約八百七十億円である。

決すべきものと議決した次第である。

事情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八十一万円」を「八十四万円」に改める。

第九条中「一万九千六百円」を「二万三百円」に、「三万四千円」を「三万五千三百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改めめる。

別表第一（第三条関係）

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣			一、五五〇、〇〇〇円			
国務大臣			一、一三〇、〇〇〇円			
会計検査院長						
人事院総裁						
内閣法制局長官						
公正取引委員会委員長						
宮内庁長官			九八〇、〇〇〇円			

特別職の職員の給与に関する法律の一部を
同年十月一日）から適用する。ただし一定年
齢を超える職員の昇給に関する改正規定及び

改正する法律案

検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官 公害等調整委員会委員長 内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	八四〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 地方財政審議会会长 中央更生保護審査会委員長 航空事故調査委員会委員長 式部官長	八一七、〇〇〇円

公害等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員 行政監理委員会委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空事故調査委員会の常勤の委員 運輸審議会委員 東宮大夫	七三三、〇〇〇円
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

別表第三(第三条関係)		大使
官	職名	俸給月額
八号俸	三号俸	八一七、〇〇〇円
七号俸	二号俸	七二三、〇〇〇円
六号俸	一号俸	六四五、〇〇〇円
五号俸	四号俸	八三〇、〇〇〇円
四号俸	三号俸	八一七、〇〇〇円
三号俸	二号俸	七二三、〇〇〇円
二号俸	一号俸	六四五、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)		公使
官	職名	俸給月額
八号俸	三号俸	八一七、〇〇〇円
七号俸	二号俸	七二三、〇〇〇円
六号俸	一号俸	六四五、〇〇〇円
五号俸	四号俸	八三〇、〇〇〇円
四号俸	三号俸	八一七、〇〇〇円
三号俸	二号俸	七二三、〇〇〇円
二号俸	一号俸	六四五、〇〇〇円

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)第三条第五項及び別表第三の規定は昭和五十四年四月一日から、改正後の法第三条第二項、第四条第二項、第九条、別表第一及び別表第二の規定は同年十月一日から適用する。

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の一部を規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員についてもその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣(現行百五十五万円)及び国務大臣等(現行百十三万円)は据え置き、内閣法制局長官等は九十五万円から九十八万円に、政務官以下の中員は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、八十一万円ないし六十九万七千円から八十四万円ないし七十二万三千円にそれぞれ引き上げる。

2 大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給月額を受ける大使の俸給月額は据え置き、大使五号俸は九十五万円から九十八万円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、八十万円ないし六十二万二千円から三万円ないし六十四万五千円にそれぞれ引き上げるとともに、特別の事情によりこれにより難いときは、五十三万七千円とすることができるのこととする。

3 秘書官の俸給月額を一般職の職員の給与改定に準じ、三十一万九千円(八号俸)ないし十五万五千五百円(一号俸)から三十三万一千円(八号俸)ないし十六万一千五百円(一号俸)に引き上げるとともに、特別の事情によりこれにより難いときは、八号俸の俸給月額にその額と七号俸の俸給月額との差額の三倍の額を加えた額とすることができることとする。

4 常勤の委員に支給する手当を支給する場合の支給限度額を、日額三万四千円から三万五千三百円に引き上げる。

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を、日額一万九千六百円から二万三百円に引き上げる。

6 この法律は、公布の日から施行し、秘書官

閣総理大臣(現行百五十五万円)及び国務大臣等(現行百十三万円)は据え置き、内閣法制局长官等は九十五万円から九十八万円に、政務官以下の中員は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、八十一万円ないし六十九万七千円から八十四万円ないし七十二万三千円にそれぞれ引き上げる。

2 大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額の俸給月額を受ける大使の俸給月額は据え置き、大使五号俸は九十五万円から九十八万円に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、八十万円ないし六十二万二千円から三万円ないし六十四万五千円にそれぞれ引き上げるとともに、特別の事情によりこれにより難いときは、五十三万七千円とすることができる。

二 議案の可決理由
本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、約一億円である。右報告する。

昭和五十四年十二月六日

内閣委員長 木野 晴夫
衆議院議長 濵尾 弘吉殿

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
右

昭和五十四年十二月五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 伊東 正義

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案

防衛厅職員給与法の一部を改正する法律
防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第九項」を「第十項」に改める。

第十八条第二項中「四千八百五十円」を「五千四百円」に改める。

第二十四条の二第二項中「二千円」を「三千円」に改める。

第二十五条第二項中「五万三百円」を「五万二千円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

改める。

昭和五十四年十二月七日 衆議院会議録第七号

3等 俸 月	陸 海 空 給 額	尉 尉 尉 准 准 准	1等 陸 海 空 給 額	1等 曹 曹 曹 給 額	2等 陸 海 空 給 額	2等 曹 曹 曹 給 額	3等 陸 海 空 給 額	3等 曹 曹 曹 給 額	士 士 士 給 額	1等 陸 海 空 給 額	1等 士 士 士 給 額	2等 陸 海 空 給 額	2等 士 士 士 給 額	3等 陸 海 空 給 額	3等 士 士 士 給 額	
円 139,000	円 132,200	円 127,100	円 113,900	円 108,400	円 100,400	円 96,100	円 88,400	円 84,800								
142,400	139,100	134,000	120,400	113,500	104,400	100,000										
145,700	145,700	140,600	127,100	119,700	108,400	104,000										
152,000	152,000	146,900	134,000	126,200	113,000	107,900										
158,100	158,100	153,000	140,600	132,700	118,400											
164,300	164,300	159,200	146,900	138,900	123,900											
170,600	170,600	165,500	153,000	144,700	129,400											
176,900	176,900	171,800	159,200	150,600	134,600											
183,000	182,900	177,800	165,500	156,400	139,400											
189,200	189,000	193,900	171,800	162,300												
195,500	195,200	190,100	177,800	168,100												
201,700	201,200	196,100	183,800	173,800												
207,900	207,300	202,200	189,900	179,400												
214,000	213,400	208,300	195,600	184,800												
220,300	219,500	214,300	201,300	189,500												
226,600	225,800	220,500	207,100	194,100												
233,000	232,200	226,800	212,800	198,800												
239,400	238,600	233,100	218,200	203,400												
245,800	245,000	239,400	223,500	208,100												
252,200	251,400	245,700	228,800													
258,300	257,500	251,800	234,100													
264,300	263,500	257,800	239,400													
269,700	268,900	263,200	244,600													
275,100	274,300	268,600	249,300													
280,400	279,600	273,900	254,000													
285,500	284,700	279,000														
290,500	289,700	284,000														
295,500	294,700															

める者で政令で定めるものとする。

昭和五十四年十二月七日 衆議院会議録第七号 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号俸	指 定 職	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸給月額	号俸	俸給月額	俸給月額
1		円 367,000	1 297,100	円 229,600	円 一	円 144,700
2		404,000	2 309,800	239,300	204,200	151,200
3		450,000	3 322,500	249,000	212,100	157,700
4		498,000	4 335,300	259,000	220,100	164,600
5		537,000	5 348,200	269,000	228,200	172,800
6		577,000	6 361,100	279,200	236,500	180,100
7		627,000	7 374,000	289,500	244,900	187,600
8		677,000	8 386,900	299,400	253,300	195,100
9		723,000	9 399,700	309,300	261,700	202,600
10		772,000	10 412,500	319,100	270,100	210,200
11		817,000	11 421,700	328,700	278,500	218,100
		12 428,500	13 435,200	346,700	295,300	234,000
		14 441,400	15 446,700	353,400	303,400	242,000
		16 364,800	17	364,800	311,500	250,100
		18			317,800	257,900
		19			324,100	265,700
		20			328,400	273,100
		21				280,300
		22				286,100
						291,600
						295,600

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 号俸	陸 将	陸 將	補 将	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉	2 等 陸 尉
	海 将	海 将	補 将	1 等 海 佐	2 等 海 佐	3 等 海 佐	1 等 海 尉	2 等 海 尉
	空 将	空 将	補 将	1 等 空 佐	2 等 空 佐	3 等 空 佐	1 等 空 尉	2 等 空 尉
1	円 367,000	円 321,100	円 277,400	円 238,500	円 206,100	円 一	円 166,900	円 146,300
2	404,000	334,300	287,900	246,900	213,400	197,800	174,000	152,900
3	450,000	347,500	298,400	256,400	221,700	205,200	181,200	159,400
4	498,000	360,800	308,600	266,700	230,100	212,500	188,500	166,000
5	537,000	374,100	318,800	277,000	238,500	220,800	195,700	172,700
6	577,000	387,400	329,100	287,500	246,900	229,200	202,900	179,400
7	627,000	400,700	339,500	298,000	255,400	237,400	210,100	186,200
8	677,000	414,000	350,000	308,200	263,900	245,700	217,300	192,900
9	723,000	427,200	360,400	318,300	272,600	253,800	224,500	199,600
10	772,000	436,900	370,800	328,000	281,400	261,900	231,700	206,300
11	817,000	443,900	381,300	337,700	290,200	270,100	239,000	213,000
12		450,800	391,900	347,000	299,100	278,200	246,400	219,700
13			403,000	355,600	307,900	286,100	253,700	226,500
14			410,200	362,300	316,700	294,000	260,500	233,300
15			416,100	369,000	325,300	301,900	267,200	240,200
16			422,000	374,000	333,800	309,200	273,900	247,100
17			427,600	379,000	342,200	314,700	280,100	253,500
18				384,000	348,900	320,100	285,700	259,900
19				389,000	355,600	325,200	291,400	266,000
20				394,000	360,600	330,200	296,900	272,000
21					365,600	335,200	302,200	277,400
22					370,600	340,200	307,200	282,800
23						345,200	312,200	288,100
24								293,200
25								298,200
26								303,200
27								
28								

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第三項の改正規定及び附則第九項の

規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 この法律（第五条第三項の改正規定を除く。）による改正後の防衛厅職員給与法の規定（別表

第一中指定職の欄に係る部分並びに別表第二中陸将、海将及び空将の〔〕欄に係る部分を除く。）は昭和五十四年四月一日から、同法別表第一（指定職の欄に係る部分に限る。）及び同法別表

第一（陸将、海将及び空将の〔〕欄に係る部分に限る。）の規定は同年十月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 昭和五十四年四月一日（以下「切替日」といいう。）における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けて

いた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

4

前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最

初のこの法律による改正後の防衛厅職員給与法（以下「新法」という。）第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律（昭和五十四年法律第

号。以下「一般職給与改正法」という。）による改

正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和

二（陸将、海将及び空将の〔〕欄に係る部分に限る。）の規定は同年十月一日から適用する。

（俸給の切替え）

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けた職員の切替日における俸給月額及び俸給月額を受けていた期間の通算）

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職

員等の俸給月額等の調整）

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職

員等の俸給月額等の調整）

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職

員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切

替日における俸給月額及びこれを受けることと

なる期間については、その者が切替日において

職務の等級を異にする異動等をしたものとした

一若しくは別表第二又は一般職給与改正法によ

る改正前の一般職の職員の給与に関する法律

（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第

一、別表第四若しくは別表第五（〔〕を除く。）か

ら別表第八までの適用を受けることとなつた職

員及びその属する職務の等級又はその受けの俸

給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で

定める職員の新法の規定による当該適用又は異

動の日における俸給月額及びこれを受けること

となる期間は、総理府令で定める。

（旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて

定められたものでなければならない。

8 附則第三項から前項までの規定の適用について、旧法の規定の適用により職員が属してい

た職務の等級及びその者が受けていた俸給月額

は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて

(昇給に関する経過措置)

9 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条

第九条の政令で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける俸給月額が旧法第五条第三項において準用する改正前の一般職

給与法第八条第六項の政令で定める年齢に達し

た日に受けた俸給月額に対応する号俸の二

号俸上位の号俸による俸給月額又はこれに準ずるものとして政令で定める俸給月額（以下この項において「二号俸上位の俸給月額」という。）である職員及び二号俸上位の俸給月額を超えている職員を除く。）については、新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項本文の規定にかかわらず、旧法第五条第三項において準用する改正前の一般職給与法第八条第六項の政令で定める年齢を超える職員の同

項又は同条第八項の規定による二号俸

上位の俸給月額までの昇給の例に準じて、政令の定めるところにより、昇給させることができ

る。同年四月一日後に新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項の政令で定める年齢を超えている職員のうち、これ

の政令で定める年齢を超える職員のうち、これら

の政令で定める年齢を超える職員のうち、これ

らの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）

10 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十二条の

六の規定により住居手当を支給されていた期間

のうちに、新法第十四条第二項において準用す

る改正後の一般職給与法第十二条の六の規定によ

となる期間の住居手当については、新法第十四条

第二項において準用する改正後の一般職給与法第十二条の六の規定にかかるべきとみなし

る。同年四月一日後に新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項の例による。この法律の施行の際旧法第十四条

第二項において準用する改正前の一般職給与法第十二条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給する」と

とされたいた職員のうち、新法第十四条第二

項において準用する改正後の一般職給与法第十二

(給与の内払)

11 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等のほか、経済情勢の変化等にかんがみ、予備自衛官手当の月額を改定する理由がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（内閣提出）に関する報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員

の俸給月額の改定等を行うとともに、予備自衛官手当の月額の改定を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定する。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、五万三百円から五万二千円に引き上げる。

3 一定年齢を超える職員の昇給に関する規定を一般職の職員の例に準じて改める。

4 僕外居住者に対する僕外手当の月額を、四千八百五十円から五千四十円に引き上げる。

5 予備自衛官手当の月額を、一千円から三千円に引き上げる。

6 この法律は、公布の日から施行し、昭和五十四年四月一日（参事官等俸給表の指定職の欄に係る部分並びに自衛官俸給表の陸将、海將及び空将の欄に係る部分は同年十月一日）から適用する。ただし、一定年齢を超える

る職員の昇給に関する改正規定及びその経過

措置に関する規定は、昭和五十五年四月一日から施行することとする。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当及び医師等に対する初任給調

整手当等については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を適用又はその例によることと

しているので、同法の改正によって同様の改正が行われることとなる。

二 議案の可決理由

本案は、防衛厅職員の給与が一般職の職員の

給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三百六十八億円である。

第三十四条ノ一 社団法人又ハ財團法人ニ非ナルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財團法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使

る職員の昇給に関する改正規定及びその経過

内閣委員長 木野 晴夫
衆議院議長 濑尾 弘吉殿
右
民法及び民法施行法の一部を改正する法律案
右
民法及び民法施行法の一部を改正する法律案
右
第六十七条规定の次に次の二項を加える。
主務官厅ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ
為スコトヲ得

第七十七条第一項の次に次の二項を加える。
ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を「為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のように加える。
正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ
為サザルトキ亦同ジ

第七十七条第一項中「破産」の下に「及ビ設立許可ノ取消」を加え、「又何レノ場合ニ於アモ」を「且ツ」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス

第八十四条中「五円以上一百円以下」を「五十

万円以下」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

右報告する。

昭和五十四年十一月六日

用スルコトヲ得ズ

三ノ一 主務官厅ノ監督上ノ命令ニ違反シ

第一編第一章第四節中第八十四条の次に次の
一条を加える。

第八十四条ノ二 第三十四条ノ二ノ規定ニ違反
シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ処セラル

第十五条中「一百円」を「五万円」に改める。
(民法施行法の一部改正)

第二条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)
の一部を次のように改正する。

第二十三条中「条件」の下に「若クハ主務官厅
ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

「為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目
的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条
に後段として次のように加える。

正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ
為ザルトキ亦同ジ

第二十三条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル解散ノ命令ハ民法第七十七
条ノ規定ノ適用ニ付テハ設立許可ノ取消ト看

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 民法第七十一条又ハ第二十三条ノ
規定ニ依ル処分ヲ為スペキトキハ主務官厅ハ

予メ法人ノ理事ニ付キ聴聞ヲ為スペシ但法人
ノ理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所在ヲ知ルコト
能ハザルトキハ此限ニ在ラズ

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条ノ二 理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所
在ヲ知ルコト能ハザルトキハ主務官厅ハ前条
ノ处分ノ告知ニ代ヘテ其要旨ヲ官報ニ掲載ス

ルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ前条ノ処分ハ官報ノ掲載
ヲ為シタル日ヨリ二十日ヲ経過シタル時ニ其
記に記しては、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に主務官厅が設立許可

を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登

記に記しては、なお從前の例による。

(非訟事件手続法の一部改正)

第六条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十
四号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条の次に次の二条を加える。

第一百二十二条ノ二 法人ノ設立許可ノ取消又ハ
解散ノ命令ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算

人ノ登記ノ申請書ニハ理事ガ清算人タラザル
場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
年法律第二百六十一号)第五十四条及び職員團

体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和
五十三年法律第八十号)第十一条において準用
する民法第八十四条の規定により科すべき過料
の額については、当分の間、なお從前の例によ
る。

第二条 この法律による改正後の民法第七十一条
及び民法施行法第二十三条第一項の規定は、こ
の法律の施行前に生じた事項にも適用する。た
だし、改正前の当該規定によって生じた効力を
妨げない。

(法人の解散の登記に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に主務官厅が設立許可

を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登
記に記しては、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の
規定により從前の例によることとされる事項に
係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則

附スルコトヲ要ス

(国家公務員法の一部改正)

第七条 国家公務員法の一部を次のように改正する。

第一百八条の四中「民法第三十八条第一項」を

「民法第三十四条ノ二、第三十八条第二項」に、

「及び第七十一条」を、「第七十二条、第七十七条

条第三項、第八十四条第三号ノ二及び第八十四

条ノ一並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ

二」に改め、「登録」との下に「同法第七十七条

条第一項中「破産及ビ設立許可ノ取消」とあるの

は「破産」と加える。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改

正)

第八条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第二百九十三号)の一部を次のように改

うに改正する。

第二十三条中「及び第七十二条」を、「第七十

二条から第七十六条まで、第七十七条第一項及

び第二項並びに第七十八条」に改め、同条に後

段として次のように加える。

この場合において、同法第七十七条第一項

中「破産及ビ設立許可ノ取消」とあるのは、

「破産」と読み替えるものとする。

(地方公務員法の一部改正)

第九条 地方公務員法の一部を次のように改正す

る。

第五十四条中「民法第三十八条第一項」を「民

法第三十四条ノ二、第三十八条第二項」に、「及

び第七十二条」を、「第七十二条、第七十七条第

三項、第八十四条第三号ノ二及び第八十四条ノ

二」に改め、「登録」との下に「同法第七十七条

条第一項中「破産及ビ設立許可ノ取消」とあるの

は「破産」と加える。

(日本労働協会法の一部改正)

第十一条 日本労働協会法(昭和三十三年法律第二百

三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第三十九条中「第六十七条第一項」

を「第六十七条第三項」に改める。

(職業訓練法の一部改正)

第十一條 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十

四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「及び第五十条から第六十七条ま

で」を「第五十条から第六十六条まで並びに

第六十七条第一項及び第三項」に、「第六十七

条、第七十七条第一項及び」を「第六十七条第一

項及び第三項、第七十七条第一項並びに」に改

める。

理由

準禁治産宣告の要件を合理化するとともに、最近における民法法人の実態等にかんがみ、いわゆる休眠法人を整理する措置を講ずる等民法法人に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

民法及び民法施行法の一部を改正する法律

案(内閣提出)に関する報告書

第一條 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部を次のように改正する。

本案は、準禁治産宣告の要件を合理化すると

<p>とある、最近における民法法人の実態等にかんがみ、いわゆる休眠法人の整理等民法法人に関する規定の整備等をしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 民法の規定中、準禁治産の宣告を受け得る者のうち「聾者、啞者、盲者」の文字を削ることとする。</p> <p>2 民法法人でない者が、その名称中に「社団法人」若しくは「財團法人」又は「れら」と誤認させるような文字を用いることを禁止し、これに違反した者を過料に処することとする。</p> <p>3 主務官庁が、民法法人に対し監督上必要な命令をすることができると明確にし、その命令に違反した理事等を過料に処することとする。</p> <p>4 主務官庁は、民法法人が監督上必要な命令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、その設立許可を取り消すこと等によりこれを解</p>	<p>(外) 号報</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

散させる」ことができる」とする。

〔別紙〕

がみ、いわゆる休眠法人の整理等民法法人に関する規定の整備等をしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

がみ、いわゆる休眠法人の整理等民法法人に関する規定の整備等をしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

がみ、いわゆる休眠法人の整理等民法法人に関する規定の整備等をしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

5 民法法人が正当な事由がなく引き続き二年以上事業を行わないときは、主務官庁はその設立許可を取り消すこと等により解散させる

ことができる」とする。

6 民法中過料の額を相当額に引き上げることとする。

右
案に対する附帯決議
国会に提出する。

昭和五十四年十一月二十八日
内閣総理大臣 大平 正芳

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
第一條 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

右

第一條を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

（職責）

第一条の二 土地家屋調査士（以下「調査士」とい

<p>二 議案の可決理由</p> <p>本案は、準禁治産宣告の要件を合理化するとともに、いわゆる休眠法人の整理等をしようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。</p> <p>なお、本案に対して、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。</p>	<p>一 民法上の公益法人の実情は握り改善すべきである。</p> <p>政府は、次の諸事項について更に一層努力すべきである。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

<p>二 次期民法改正に際しては、相続における妻の地位の実質的向上を図るため、相続分等についての改正を検討すること。</p> <p>三 民法第十一條の改正にあたり、身体障害者が社会的に能力を充分發揮できるよう各般の施策を検討すること。</p> <p>四 民法第十一條の改正にあたり、身体障害者が社会的に能力を充分發揮できるよう各般の施策を検討すること。</p>	<p>土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一條を次のように改める。</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手續の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。</p> <p>（職責）</p> <p>第一条の二 土地家屋調査士（以下「調査士」とい</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第一條の二 土地家屋調査士（以下「調査士」とい</p>

う。)は、常に品位を保持し、業務に関する法令

及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第二条中「土地家屋調査士(以下「調査士」といふ。)」を「調査士」と、「又は申請手続」を「申請手続又は審査請求の手続」に改める。

第三条を次のように改める。

(資格)
第三条 次の各号の一に該当する者は、調査士となる資格を有する。

一 土地家屋調査士試験に合格した者
二 法務局又は地方法務局において不動産の表示に関する登記の事務に従事した期間が通算して十年以上になる者であつて、法務大臣が

調査士の業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認めたもの

第四条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」と「禁錮」を「終り」と「終わり」に、「一年」を「三年」に改め、同条第一号中「禁治産者」を「未成年者、禁治産者」に改め、同条第七号中「一年」を「三年」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「取消」を「取消し」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「二年」

を「三年」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「取消」を「取消し」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

三 破産者で復権を得ないもの
四号の次に次の二号を加える。

は、その登録を拒否しなければならない。

一 第十五条の五第一項の規定による入会の手続きをとらないとき。

二 身体又は精神の衰弱により調査士の業務を行なうことができないとき。

三 調査士の信用又は品位を害するおそれがあるとき。その他調査士の職責に照らし調査士としての適格性を欠くとき。

改め、同項第三号中「取消」を「取消し」に改め、同

条第二項中「長は」の下に「、第七条第一項」を加え、「当該調査士」を「当該登録の申請をした者又は調査士」に改め、同条第三項中「当該調査士」を「当該登録の申請をした者又は調査士」に改め、同

条第四項中「当該調査士」を「当該登録の申請をした者又は調査士」に改め、同

条若しくは第三号の「」を「第一項に規定する」に改め。

第十一条第一項中「一箇の土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)」を「一個の調査士会」に改め。

第十四条第一項中「入会の手続」を「登録の手続」に改め。

第十五条第一項中「基づく」を「基づく」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「一年」を「一年」に改め。

第十六条の次に次の二号を加える。

(注意勧告)

法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該調査士に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二の次に次の一条を加える。

(建議等)

第十七条の三 日本地家屋調査士会連合会は、調査士の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。

第十八条中「試験」の下に「資格の認定」を加える。

第十九条第一項中「又はこれらを」を「これらを」に改め、「申請手続」の下に「又はこれに係る審査請求の手続」を加え、同項に次のただし書き加える。

ただし、弁護士が審査請求の手続をする場合は、この限りでない。

第二十条中「一円」を「十万円」に改める。

第二十一条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第二十二条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十三条第一項中「一万円」を「十万円」に改める。

め、同条第一項中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十四条中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

いて試験を実施しなければならない。

等において一定の職歴を有する者であつて、

法務大臣が土地家屋調査士の業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認めたものも

これを有することとする。

土地家屋調査士の制度の充実強化を図るために、その職責、資格及び登録等について所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

施行期日

この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

(欠格事由に関する経過措置)

2 この法律の施行の際改正後の土地家屋調査士法第四条各号の一に該当する者で改正前の土地家屋調査士法第四条に該当しないものに対しても、当該事由について、改正後の土地家屋調査士法第四条の規定は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(土地家屋調査士資格の認定についての暫定措置)

1 土地家屋調査士の職責に関する規定を新たに設けることとする。

2 土地家屋調査士は、その業務に関する審査請求の手続について代理することができる

があるときは、土地家屋調査士試験に準じ、土

地家屋調査士の業務を行うのに必要な土地及び

家屋の調査及び測量に関する知識及び技能につ

いて、土地家屋調査士試験に合格した者のほか、法務局

右報告する。

昭和五十四年十一月七日

法務委員長 木村武千代

衆議院議長 瀧尾 弘吉殿

〔別紙〕

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、次の諸点について格段の配慮をなすべきである。

一 新調査士法第三条第一号による資格認定及び土地家屋調査士試験制度の運用に当たっては、

土地家屋調査士業務に対する社会的需給に応ずるよう適切な配意をすること。

二 不動産表示登記制度の適正な運用を期すること。

(一) 不動産登記法第十七条地図を可及的速やかに整備するための各般の効率的具体策を早急に策定し、実施すること。

(二) 不動産表示登記事務の処理に対応することができる知識及び技能を有する職員の充員等について積極的に努力すること。

三 土地家屋調査士会が行う研修事業に積極的に協力し、土地家屋調査士が眞に国民の信頼に応え得るようその品位と資質の向上を図ること。

四 土地家屋調査士の報酬については、その業務

の実態に即して速やかに改善を図ること。

五 土地家屋調査士に対する公共嘱託事件の委託を積極的に推進するため、そのあい路打開の方策を講ずること。

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案

る法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年十二月五日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 伊東 正義

区	分	報酬	月額
最 高 裁 判 所 長 官	一、五五〇、〇〇〇円		
最 高 裁 判 所 判 事	一、一三〇、〇〇〇円		
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	九八〇、〇〇〇円		
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	九一〇、〇〇〇円		
一 号	八一七、〇〇〇円		
二 号	七一三、〇〇〇円		
三 号	六七七、〇〇〇円		
四 号	五七七、〇〇〇円		
五 号	四九八、〇〇〇円		
六 号	四五〇、〇〇〇円		
七 号	四〇四、〇〇〇円		
八 号	三六七、〇〇〇円		
九 号	三〇五、九〇〇円		
一〇 号	二七五、六〇〇円		
一一 号	二五四、九〇〇円		
一二 号	二三五、五〇〇円		
一三 号	二一七、四〇〇円		
一四 号	二〇四、七〇〇円		
一五 号	一九〇、五〇〇円		
一六 号	一八二、二〇〇円		
一七 号	一六四、三〇〇円		
一八 号	一五七、一〇〇円		
一九 号	一四六、九〇〇円		
二〇 号	一四〇、八〇〇円		

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法
律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「八十万円」を「八十三万円」に、「六十五万三千円」を「六十七万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判事補

十 二 号	十 一 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号
一四〇、八〇〇円	一四六、九〇〇円	一五七、一〇〇円	一六四、三〇〇円	一八二、二〇〇円	一九〇、五〇〇円	二〇四、七〇〇円	二三五、五〇〇円	二五四、九〇〇円	二七五、六〇〇円	三六七、〇〇〇円

一 号	五七七、〇〇〇円	理 由	払とみなす。
二 号	四九八、〇〇〇円		
三 号	四五〇、〇〇〇円		
四 号	四〇四、〇〇〇円		
五 号	三二一、八〇〇円		
六 号	三〇五、九〇〇円		
七 号	二七五、六〇〇円		
八 号	二五四、九〇〇円		
九 号	一三五、五〇〇円		
十 号	一一七、四〇〇円		
十一 号	一〇四、七〇〇円		
十二 号	一九〇、五〇〇円		
十三 号	一八二、二〇〇円		
十四 号	一六四、三〇〇円		
十五 号	一五七、一〇〇円		
十六 号	一四六、九〇〇円		
十七 号	一四〇、八〇〇円		

簡易裁判所判事

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 高等裁判所長官の報酬については、これに對応する特別職の職員の俸給に、その他の裁判官の報酬については、これに對応する一般職の職員の俸給におおむね連じて、それぞれこれを増額すること。

2 この法律は、公布の日から施行し、改正後同年十月一日から適用する。

裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第十一条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官の報酬を改善する措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、四億九千六百万円である。

右報告する。

昭和五十四年十二月七日

衆議院議長 麻尾 弘吉殿

法務委員長 木村武千代

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十四年十一月五日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 伊東 正義

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第九条中「四十三万四千円」を「四十五万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区	分	俸 給	月 額
検 事	総 長	一、一三〇、〇〇〇円	
次 長	檢 事	八四〇、〇〇〇円	
東 京 高 等 檢 察 府	檢 事 長	九一〇、〇〇〇円	
そ の 他 の 檢 事	一 号	八一七、〇〇〇円	
	二 号	七三三、〇〇〇円	
	三 号	六七七、〇〇〇円	
	四 号	五七七、〇〇〇円	
	五 号	四五八、〇〇〇円	
	六 号	四五〇、〇〇〇円	
	七 号	四〇四、〇〇〇円	
	八 号	三六七、〇〇〇円	
	九 号	三〇五、九〇〇円	
	十 号	二七五、六〇〇円	
	十一 号	二五四、九〇〇円	
	十二 号	二三五、五〇〇円	
	十三 号	二一七、四〇〇円	
	十四 号	二〇四、七〇〇円	
	十五 号	一九〇、五〇〇円	
十六 号		一八二、二〇〇円	

檢

事

十
七
号
一六四、三〇〇円
一五七、一〇〇円

十
九
号
一四六、九〇〇円
一一〇五、九〇〇円

二
十
号
一四〇、八〇〇円
四〇四、〇〇〇円

二
一
号
三二一、八〇〇円
一一七、四〇〇円

三
二
号
一一五、六〇〇円
一一五、九〇〇円

四
三
号
一一七、五〇〇円
一一七、四〇〇円

五
四
号
一一九、五〇〇円
一一九、四〇〇円

六
五
号
一一一、五〇〇円
一一一、四〇〇円

七
六
号
一一一、七〇〇円
一一一、六〇〇円

八
七
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

九
八
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

十
九
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

十一
十
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

十二
十一
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

十三
十二
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

十四
十三
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

十五
十四
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

十六
十五
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

十七
十六
号
一一一、九〇〇円
一一一、八〇〇円

附
則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二

十号まで及び副検事の項二号から十六号までに

係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察署検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給との内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一項を改定する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する特別職の職員の俸給に、その他の検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給におおむね準じて、それぞれこれを増額すること。

2 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、九号から二十六号までの俸給を受ける検事及び二つては昭和五十四年四月一日から、その他の検察官にあつては同年十月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官の俸給を改善する措置を講じようとするとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行を要する経費

本案施行に要する経費は、四億四百万円である。

右報告する。

昭和五十四年十二月七日

衆議院議長 麻尾 弘吉殿
法務委員長 木村武千代

昭和五十四年十二月七日 衆議院会議録第七号

一四六

明治二十五年三月三十日
郵便局可日

定価
一部一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
電話 東京五八二四四二二六九
平107